

同意説明文書（見本）

提出時には、赤字の部分削除してください。また、不要な青字の部分も削除してください。

患者さんへ

## 〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究の説明 (前向き観察研究)

【生命・医学系指針第8-5説明事項：①研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨】

これは臨床研究への参加についての説明文書です。  
本臨床研究についてわかりやすく説明しますので、内容を十分ご理解され  
たうえで、参加するかどうか患者さんご自身の意思でお決め下さい。また、  
ご不明な点などがございましたら遠慮なくご質問下さい。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：②研究機関の名称及び研究責任者の氏名（多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。）】

研究責任医師  
群馬大学医学部附属病院〇〇〇科〇〇〇〇

研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者（研究代表者）  
群馬大学医学部附属病院〇〇〇科〇〇〇〇

作成年月日 2000年〇月〇日 版数：第〇版

## 目次

1. この臨床研究は患者さんの治療のためではなく、新たな治療方針の確立のために行われます。	3
2. この研究の目的および意義	3
3. この研究の方法	3
4. この研究への参加予定期間	5
5. 研究に参加する予定の研究対象者数	5
6. 予想される臨床上の利益（効果）および不利益（副作用など）について	6
7. 他の治療法について	7
8. この研究に関連した健康被害が発生した場合に患者さんが受けることができる治療について	7
9. 自由意思による参加について	7
10. 同意撤回の自由について	8
11. 研究への参加継続の意思に影響を与えるような情報が得られた場合は速やかに研究対象者に知らされること	8
12. この研究への参加を中止していただく場合の条件について	8
13. 参加した患者さんのプライバシー保護について	8
14. 研究に関する情報公開の方法	9
15. 患者さんに費用負担がある場合はその内容	10
16. 患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容	10
17. この研究にかかる費用の拠出元	10
18. 試料・情報の保管および廃棄の方法	11
19. 研究により得られた結果等の取扱い	11
20. データの二次利用について	13
21. 知的財産について	14
22. 研究に参加するにあたって、患者さんに守っていただきたいこと	14
23. 利益相反	14
24. 研究終了後の対応について	15
25. 責任医師または分担医師等の氏名、職名および連絡先	15
26. 患者さんの権利に関する情報についてお聞きになりたい場合や健康被害が生じたときの相談窓口	16

この同意説明文書は、前向き観察研究におけるイメージです。介入研究では、介入研究用の見本を用いて下さい。略語や難しい医学用語を用いる場合には、患者に分かりやすい表現で、説明を書き加えて下さい。

1. この臨床研究は患者さんの治療のためではなく、新たな治療方針の確立のために行われます。

あなたは現在〇〇〇という病気にかかっており、通常は〇〇〇、〇〇〇などの治療を受けることになります。〇〇〇〇年、あなたと同じ病気の患者さんに対して、〇〇で〇〇〇〇という治療が試みられ、従来の治療法よりも有効である可能性が報告されています。これらの成果をふまえ、この治療法と以前から行われている治療法のどちらがすぐれているかを比べる研究を行うことに致しました。この病院では、このような研究を行う場合には臨床研究審査委員会を設置し、その研究内容について医学的な面だけでなく、患者さんの人権、安全および福祉に対する配慮も十分検討し、問題がないと考えられた研究だけ、病院長の許可を得て行うこととしております。

**【生命・医学系指針第8-5説明事項：①研究の名称及び当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けている旨】**

2. この研究の目的および意義

この研究は〇〇〇の治療に対する新しい治療法と従来の治療法の有効性と安全性を比較することを目的としています。これまでに〇〇〇〇のような研究結果が得られており、これまでの治療よりもすぐれた効果が得られる可能性があります。しかし、新しい治療法が従来の治療法に比べて効果や安全性の面ですぐれていることは十分明らかになっておりません。このような研究を行うことで、あなたと同じ病気にかかっている多数の患者さんがよりよい治療を受けることができるようになりますと期待しております。

**【生命・医学系指針第8-5説明事項：③研究の目的及び意義】**

3. この研究の方法

(1) 研究対象者

今回研究に参加していただくのは〇〇〇という病気にかかっている〇〇歳から〇〇歳までの患者さんで、△△△△の治療法で十分な治療効果が得られなかった患者さんです。

(2) 研究の対象とする薬剤

研究に参加していただく方は、〇〇〇〇または□□□□という薬剤で治療することが予定されている患者さんです。〇〇〇は〇〇色の錠剤で、有効成分として〇〇〇〇が〇〇mg含まれています。□□□□は□□色の錠剤で、有効成分として□□□□が□mg含まれています。これまでの治療の経過から、あなたには、〇〇〇〇または□□□□の薬で、治療をすることが推奨されます。どちらの薬にするかは、あなたと十分に話し合っ、情報を共有し、あなたが納得できる最良と思われる薬を選びます。この研究では、こうした薬で治療を受けることになった患者さんの治療経過を観察して、他の患者さんの治療経過と比較し、集計や統計などの検討を行います。

(例1)

〇〇〇〇症の病変部位の細胞では、細胞の増殖を促進するタンパク質である「▲▲キナーゼ」の活性が高いことが知られていますが、その他の大部分の組織では発現が低いか検出されません。このため「▲▲キナーゼ」の活性を阻害する薬剤はこれらの細胞に対して選択的効果を示し、その他の臓器には比較的影響が少ないと考えられています。〇〇〇〇は経口投与（口からの服用）可能な「▲▲キナーゼ」選択的阻害薬であり、治療効果を維持したまま、薬剤関連の有害事象が減少することが期待されています。この研究では、〇〇〇〇で治療を受けることになった患者さんの治療経過を観察して、他の患者さんの治療経過と比較し、集計や統計などの検討を行います。

### (3) 検査項目

#### (例1)

治療の安全性と有効性を判定するために、「自覚症状」、「他覚症状」、血液や尿を調べる「臨床検査」を行います。調べる内容とスケジュールは以下の通りです。臨床検査にあたって、〇mL程度の採血を行います。なお、異常値が見られた場合はさらに検査を行うことがあります。

「自覚症状」 試験開始前、その後〇週間毎、試験終了時  
〇〇〇、〇〇〇、.....

「他覚症状」 試験開始前、その後〇週間毎、試験終了時  
〇〇〇、〇〇〇、.....

「臨床検査」試験開始前、その後〇週間毎、試験終了時

血液検査：赤血球数、ヘモグロビン量、...

肝機能検査：AST, ALT, ...

腎機能検査：BUN, 血清クレアチニン、.....

尿所見：蛋白、糖、.....

#### 検査スケジュール

	試験開始前	試験薬投 与〇週目	試験薬投 与〇週目	試験薬投 与〇週目	試験薬投 与終了日
自覚症状	●		●		●
他覚症状	●		●		●
血液検査	●	●	●	●	●
〇〇検査	●	●	●	●	●
〇〇検査	●		●		●
〇〇所見	●		●		●

#### (例2)

〇〇〇の治療効果や副作用がないかどうかを確認するために、〇〇〇を飲み始める前、3日後、7日後、・・・飲み終わって1週間後まで、定期的に、血液検査、尿検査、X線検査（レントゲン検査）などを受けていただきます。

例) 本研究のスケジュール

		飲み始める前 (2日以内)	3日後 (2~4日後)	7日後 (5~8日後)	飲み終わった 日 (終了前日~ 2日後)	飲み終わって 1週間後 (終了 7~14 日後)
背景情報*1						
併用薬*2						
診察*3		●	●	○	●	●
胸のX線撮影		●	●	○	●	●
痰の検査*4		●	●	○	●	●
採血	血液検査*5	●	●	○	●	●
	細菌検査	●			○	
尿検査*6		●	●	○	●	●

●：必ず行います ○：必要に応じて行います

\*1：性別、年齢、病気の経過、昔かかった病気と治療、現在治療している病気と治療、アレルギー歴、副作用歴などを調べます。

\*2：研究中に使用した薬を調べます。

\*3：自覚症状の有無、血圧および脈拍を測定します。

\*4：細菌を調べます。

\*5：1回の採血量は、7mLです。白血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板、AST、ALT、尿素窒素、クレアチニン、血糖を調べます。

\*6：糖、蛋白、潜血、細菌を調べます。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

#### 4. この研究への参加予定期間

この研究は 2000年〇〇月から 2000年〇〇月にかけて行いますが、あなたには、同意を頂いた時点で研究に参加していただくことになります。研究に参加していただく期間は〇〇日間です。

##### (例 1)

この研究に参加された場合の予定参加期間は、前観察期間〇週間、〇〇〇投与期間〇週間、後観察期間〇週間の計〇週間となります。

研究全体の予定期間は、2000年〇月から 2000年〇月です。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑤研究対象者として選定された理由】

#### 5. 研究に参加する予定の研究対象者数

この研究には、あなたと同じ様な病気の〇〇人の患者さんに参加していただく予定です。

(例1)

この研究は〇名の方に参加をお願いする予定です。  
この研究は全国約〇施設で、約〇名、群馬大学では〇名の方に参加をお願いする予定です。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：④研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間】

6. 予想される臨床上の利益（効果）および不利益（副作用など）について

患者に対する直接的な利益および不利益について記載して下さい。

【予想される利益（効果）】

(例1)

この研究に参加いただくことにより得られる直接的な利益はありません。この研究に同意いただけない場合でも、これまで通り治療を受けられます。

(例2)

この研究は、通常診療下で行われる治療内容および診察・検査の結果を調査する研究です。そのため、参加していただくことによる直接的な利益はありません。

【予想される不利益（副作用など）】

副作用の名称には、ルビや脚注をつけるなど、一般の方にも分かるように記載して下さい。(例1)では、研究計画書に記載した「予測される有害事象」と内容を一致させて下さい。

この研究で用いる〇〇〇や□□□には、さまざまな有益な作用がありますが、反面、好ましくない作用（副作用）が認められる場合もあります。これまでに報告されている副作用には、以下のようなものがあります。

1) 〇〇〇

主な副作用：〇〇（〇％）、□□（□％）、△△（△％）、・・・・・・  
重大な副作用：〇〇、□□、・・・・（頻度不明）

2) □□□

主な副作用：〇〇（〇％）、□□（□％）、△△（△％）、・・・・・・  
重大な副作用：〇〇、□□、・・・・（頻度不明）

今回の研究においても、以上のような副作用やそれ以外の予期されない副作用が起こる可能性があります。この研究では副作用の予防、あるいは副作用が現れた時の適切な対処法についても十分配慮しています。

もし、何か異常を感じた場合には、遠慮せずに担当医師にお申し出ください。速やかに適切な処置を行います。

(例1)

この研究では、通常診療下で行われる治療内容および診察・検査の結果を調査するため、個人情報を取り扱います。個人情報の取り扱いには、研究の倫理指

針を遵守して細心の注意を払いますが、個人情報漏えい、滅失、き損などの可能性をすべて否定するものではありません。万が一、個人情報漏えい等が発生した場合には、研究を中止し、その内容等を公表致します。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑥研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益】

## 7. 他の治療法について

あなたの病気に対しては〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などの治療法があります。これらの治療法により〇〇〇〇〇のような治療効果が期待できます。また、これらの治療法により〇〇〇〇のような副作用を生じることが報告されています。あなたがこの研究に参加されない場合でも、これまでの治療が行われます。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑰通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項】

## 8. この研究に関連した健康被害が発生した場合に患者さんが受けることができる治療について

### (例1)

この研究の期間中や終了後に何か気になる症状が現れましたら、どのようなことでも遠慮なく申し出て下さい。金銭的な補償はありませんが、通常の診療と同様に適切に対処いたします。その際の医療費はあなたが加入している健康保険が使用されますので、一部ご負担いただくこととなります。

観察研究において健康被害に対する補償金の支払い用意がある場合に記載して下さい。

### (例2)

この研究の期間中や終了後に何か気になる症状が現れましたら、どのようなことでも遠慮なく申し出て下さい。通常の診療と同様に適切に対処いたします。その際の医療費はあなたが加入している健康保険が使用されますので、一部ご負担いただくこととなります。この研究に起因したと考えられる健康被害について後遺障害が生じた場合にはその程度に応じて補償金が支払われます。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑱侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容】

## 9. 自由意思による参加について

この研究に参加するかしないかは、あなたの自由な意思で決めることができます。よくお考えの上、ご自分の意思で決めて下さい。信頼されている方にご相談することもできます。たとえ研究への参加をお断りになっても、その後の治療などに何ら不利益を受けることはなく、治療にも差し支えることはありません。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑳研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨】

## 10. 同意撤回の自由について

いったんこの研究に参加することに同意した後も、いつでも自由に研究への参加をとりやめることができます。その場合でも、あなたは何ら不利益を受けることなく、すぐに他の治療を受けることができます。ただし、その場合は担当医師に申し出てください。これは、あなたの健康管理に万全をはらうためです。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑦研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨（研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。）、⑧研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨】

### 11. 研究への参加継続の意思に影響を与えるような情報が得られた場合は速やかに研究対象者に知らされること

この研究についてお聞きになりたいことがあれば、担当医師に遠慮なくおたずねください。研究が開始されると、新しいさまざまな情報が得られることになり、こうした情報によりあなたが研究への参加を取りやめるという判断をすることも考えられます。ですから、この研究に関する新しい重大な情報（研究の安全性など）が得られた場合には、速やかにその内容をあなたに伝え、このまま研究への参加を続けるのかどうか、もう一度あなたの自由な意思で決めていただきます。

### 12. この研究への参加を中止していただく場合の条件について

あなたがこの研究への参加のとりやめを希望された場合とは別に、研究への参加を中止していただくことがあります。以下に示した項目に該当した場合には、この研究の途中で参加を中止していただく可能性がありますのでご了承下さい。その際にはすぐに中止の理由を説明致します。

- 1) 研究実施中にあなたに好ましくない症状などが発現し、研究を中止すべきと担当医師が判断した場合
- 2) 研究開始後に、あなたがこの研究の対象となっている病気ではないことがわかった場合
- 3) 研究開始後に、あなたが転院などにより来院できないことがわかった場合
- 4) あなたの病気が改善して、この研究による治療を続ける必要がないと担当医師が判断した場合

### 13. 参加した患者さんのプライバシー保護について

この研究に参加する研究者があなたの治療内容を知る必要がある場合には、あなたの個人情報特定できないようにして閲覧します。また、この研究が正しく行われているかどうかを確認するために、この研究の関係者（当院の職員、モニタリング担当者、監査担当者、臨床研究審査委員会委員、厚生労働省の関係者、研究事務局担当者）などが、あなたのカルテや研究の記録などを見ることがあります。このような場合でも、これらの関係者には守秘義務（記録内容を外部に漏らさないこと）が課せられています。

研究成果が学術目的のために公表されることがありますが、その場合もあなたの個人情報の秘密は厳重に守られ、第三者にはわからないように十分に配慮して、慎重に取り扱います。

この同意書にあなたが自筆署名をすることによって、この研究の関係者があな

たのカルテや研究の記録などを閲覧することや研究成果が公表されることにあなたの同意が得られたこととなります。

他機関に試料・情報を提供する場合には、その旨を記載して下さい（例えば、研究で用いた試料・情報を試料・情報の収集・分譲を行う機関に提供する場合や、その他の研究への利用に供するデータベース等へデータ登録をする場合など）。

（例1）

この研究で得られた結果は、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）に係わる情報を切り離してから、（〇〇病院、この薬を開発している〇〇製薬会社 等）に提出いたします。そして、他の病院から集められた結果とともにまとめられ、学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報が公表されることは一切ありません。

（例2）

この研究で得られた結果は、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）に係わる情報を切り離してから、（〇〇病院、この薬を開発している〇〇製薬会社 等）に提出いたします。そして、他の病院から集められた結果とともにまとめられ、学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報が公表されることは一切ありません。また、当院と〇〇データセンターのやり取りの際には、あなたのお名前やイニシャル、カルテ番号、生年月日は用いずに、研究対象者登録番号を使用します。研究対象者登録番号はその後に行われる調査の際、担当医師が転勤した場合でも、研究に参加していただいたあなたの情報を適切に管理するため、大変重要な情報になります。当院と〇〇データセンターではこれらの情報が外部に漏れたり、研究の目的以外に使われないよう最大の努力をしています。あなたのお名前やカルテ番号と研究対象者登録番号を結びつける対応表は個人情報管理者が厳重に保管します。この研究にご参加いただける場合はこうした個人情報の取り扱いにつきましてご了承くださいませよう、お願いいたします。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑨研究に関する情報公開の方法、⑩個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）、⑪侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うもの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨】

#### 1 4. 研究に関する情報公開の方法

この研究の最終的な結果は学会や学術雑誌で公表される予定ですが、結果は研究に参加いただいた患者さんの情報をまとめた形で報告されますので、あなたのお名前などの個人情報を特定できる情報が公開されることはありません。最終的な結果が出た際には、あなたと、ご要望があればあなたのご家族に、担当医師より結果をご説明いたします。

公開データベースに登録する場合には、以下を記載して下さい。

（例1）

この研究の結果が学会や医学雑誌などに発表されることもあります。ただし、いずれの場合にも、あなたの個人情報（名前や住所、電話番号など）が公表さ

れることは一切ありません。

(例2)

また、この研究は、公開データベース（〇〇〇〇）に登録をしていますので、研究の内容や進捗状況、結果等について誰でもウェブより確認することが可能です。

(例3)

また、この研究は、厚生労働省のデータベース「臨床研究実施計画・研究概要公開システム jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) ※」に登録し、公開されています。この研究に変更が生じた場合や研究結果などについても、jRCT システムに登録し、公開します。

※臨床研究実施計画・研究概要公開システム

jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) : URL <https://jrct.niph.go.jp/>

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑨研究に関する情報公開の方法】

15. 患者さんに費用負担がある場合はその内容

この研究に参加した場合、健康保険が適用になっていない〇〇〇〇にかかる費用については病院が負担するため、あなたの負担となることはありません。あなたの病気の治療にかかる医療費のうち健康保険からの給付を除く部分は患者さんの自己負担になります。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑩研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容】

16. 患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容

(例1)

この研究に参加していただいても謝礼はありません。

(例2)

この研究に参加していただくことで、〇〇〇〇円の謝金をお支払いします。

(例3)

この研究に参加していただくことで、〇〇〇〇円の金券（クオカード）をお支払いします。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑩研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容】

17. この研究にかかる費用の拠出元

(例1)

群馬大学で管理されている研究代表者の委任経理金にて行います。



等に関する重要な情報が得られた場合には、情報が得られた旨をご連絡し、あなたと十分相談した上で情報の内容についてお知らせします。

(例2)

研究により得られた結果については、あなたの健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が、まだ十分とはいえませんので、あなたに説明することはありません。

(例3)

研究で得られた結果は、あなたの健康等にとって重要な事実となるものではないと考えられますので、あなたにお知らせすることはありません。

(例4)

研究により得られた結果があなたやあなたの血縁者の方の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、あなたへの説明に関して、説明の可否、方法および内容について、十分な説明を行った上で、あなたの意向を確認し、なお、あなたが説明を希望しない場合には、説明しません。その場合、研究により得られた結果等をあなた以外の人に対して説明することはありません。

(例5)

あなたの健康やあなたの子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な情報が得られた場合には、その情報をあなたへ開示することを検討します。診療の必要性が生じた時には、その情報に関して事前に十分な説明を行い、あなたに情報を開示します。

(例6)

生まれつき持っている遺伝子変異が判明したり、偶発的に遺伝的特徴等が発見される場合に結果開示希望の有無を確認することがあります。開示を希望される場合には遺伝カウンセリング外来受診をお勧めします。再検査やカウンセリング体制は整えられていますので担当医師にご相談下さい。研究対象者本人の同意を前提として代理人（血縁者、配偶者など）への結果開示も可能です。想定される生殖細胞系列遺伝子変異に有効な対処方法があり、開示が有益と判断される場合は、所定の手続きの上、結果開示の意向を再度確認する場合があります。

(例7)

この予定されている研究では全遺伝子の塩基配列を解析すること、および正常細胞の遺伝子解析を実施することから、生まれつき持っている遺伝子変異が見つかる可能性があり、その中には〇〇病やその他の腫瘍性疾患（様々な種類のがんを含みます）、および様々な病気との関連が明らかな遺伝子変異も見つかる可能性があります。その場合に、結果をお伝えするかどうかについて、あらかじめご希望をお伺いします。結果をお伝えすることも可能ですし、お伝えしないことも可能です。生まれつき持っていたと考えられる遺伝子変異結果をお伝えする場合は、遺伝カウンセリングを紹介いたします。また、生まれつき持った遺伝子変異について結果をお聞きになりたくないとし

た場合であっても、見つかった遺伝子変異が命に重大な影響を与え、かつ対処法があるとされた場合は、臨床研究審査委員会の助言をもとにして、再度あなたに本当に生まれつき持った遺伝子変異の結果を知りたくないか相談させていただく可能性があります。再確認後もあなたが生まれつき持った遺伝子変異の結果を知りたくないとした場合はお伝えしません。再確認後に知りたいとなった場合は遺伝カウンセリングを紹介いたします。

さらに、生まれつき持った遺伝子変異について結果をお聞きになりたい場合でも、あなた自身が遺伝カウンセリングを受診できず、結果を直接聞くことができなくなる可能性があります。このような場合に備え、生まれつき持った遺伝子変異結果をあなたの代わりにお伝えして良いご家族（血縁者、配偶者）又は代理人のお名前、ご連絡先（住所、電話番号など）をご記載下さい。このご記載頂く「生まれつき持った遺伝子変異結果をお伝えしてよいご家族（血縁者、配偶者）または代理人」は試験参加後も随時変更が可能ですので、その際は担当医師にご相談下さい。

#### （例8）

試料提供者の要望に応じて研究により得られた結果の本人への開示を検討しますが、開示前にその情報の臨床的有用性について十分に説明します。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑭研究により得られた結果等の取扱い】

【生命・医学系指針第10-1研究により得られた結果等の説明に係る手続等】

【生命・医学系指針第10-2研究に係る相談実施体制等】

## 20. データの二次利用について

この研究のために集めたデータを別の研究に利用する場合があります。今はまだ計画・予想されていないものの、将来、非常に重要な検討が必要となるような場合です。

この研究に参加される際に受けられた説明の目的・項目の範囲を超えて、将来データを利用させていただく場合は、当院のホームページ内でお知らせいたします。

#### （例1）

将来、この研究で得られたデータおよび血液や尿などの検体を別の研究に利用する可能性や他の研究機関に提供する（二次利用）可能性があります。そのような場合も、あなたの実名を出すようなことは一切ありません。あなたの病状や名前などに関する情報を含め、個人情報厳重に守ります。

二次利用する場合には、改めてその研究計画を臨床研究審査委員会において審査し、データ類の扱いも含め、適切な研究計画であるかどうか評価がなされて、必ず病院長の許可を得て、初めて実施されます。また、二次利用の内容について当院のホームページで情報を公開します。このような確認の過程を経ず、勝手に二次利用されることはありません。

#### （例2）

研究により得られたデータや検体が他の目的に使用されることはありません。例えば、この研究のためにあなたから提供された血液や尿などの検体は他の目的で使用することはなく、検査を終えた検体は、□□後（例 研究終了後/保管期間が終了した後）にすみやかに廃棄いたします。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：②研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容】

## 2.1. 知的財産について

この研究によって生じた知的財産権は〇〇〇〇に帰属します。研究に参加していただいた患者さんに、この権利が生じることはありません。

## 2.2. 研究に参加するにあたって、患者さんに守っていただきたいこと

この研究に参加していただいた場合には、治療の有効性や安全性を調べるためにさまざまな診察、検査を行います。正確なデータを得るために、研究が終了するまで担当医師の指示に従って下さい。研究期間中に何か異常を感じた場合には、診察時に遠慮なくおっしゃって下さい。

## 2.3. 利益相反

利益相反の意味がわかるように説明文書を入れる等、利益相反の言葉を知らない人にも理解できるような記載をお願いします。利益相反についての一般的な説明（※）のあとに、（例1）～（例4）等をつけて記載して下さい。

（※）

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないか、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われられないのではないか（企業に有利な結果しか公表されないのではないか）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。

注）同意説明文書には、具体的な金額までは記載しないで下さい。

（例1）

研究代表者は本研究に用いる試験薬▲▲を製造販売している株式会社〇〇から奨学寄付金を受けています。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

（例2）

研究責任医師は、本研究で実施する●●検査を受託する株式会社〇〇から受託研究契約金を受けています。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

（例3）

本研究に用いる医療機器●●は株式会社△△より無償提供されます。本研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ており

ます。また、当該研究経過を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告等を行うことにより、本研究の利害関係についての公正性を保ちます。

(例4)

この研究は、特定の企業からの資金提供を受けておらず、特定の企業の利益を優先させて、あなたの治療方針を変えてしまったり、研究の公正さを損なうことはありません。

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑬研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反、及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況】

24. 研究終了後の対応について

研究終了後は、通常の保険診療での治療を継続します。

25. 責任医師または分担医師等の氏名、職名および連絡先

他の研究機関との共同研究の場合には、共同研究機関の名称および共同研究機関の研究責任者の氏名を記載して下さい。

研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者（研究代表者）  
（研究グループを代表して、研究の企画・運営等を行う者でこの病院の医師とは限りません。）

所属・職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

注) 研究代表者が置かれていない場合は記載しないで下さい。また、連絡先の記載は必ずしも必要ではありません。

この研究を担当する医師および連絡先は以下のとおりです。

研究責任医師（この病院で行うこの研究について責任を持つ医師で、患者さんを担当する場合があります）

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

研究分担医師（責任医師に従い、患者さんを担当する医師）

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

この研究に関して、研究対象者に支援を行う者を研究協力者とします。一般的には医師でないことが多く、指名されていないこともあります。研究協力者を指名しない場合には削除して下さい。

研究協力者（この研究に関して支援業務を行う者）

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

多機関共同研究として実施する場合にあっては、研究代表医師の氏名及び職名並びに他の実施医療機関の名称並びに当該実施医療機関の研究責任医師の氏名及び職名を含む。

本研究に参加している他の施設の研究責任医師等

研究代表医師

医療機関名 \_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

研究責任医師

医療機関名 \_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

【生命・医学系指針第8-5説明事項：②研究機関の名称及び研究責任者の氏名（多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の研究責任者の氏名を含む。）】

26. 患者さんの権利に関する情報についてお聞きになりたい場合や健康被害が生じたときの相談窓口

あなたがこの研究およびあなたの権利に関してさらに情報が欲しい場合、またはあなたに健康被害が発生した場合に、あなたが連絡をとる病院の担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

上記の窓口では、問合せ・苦情等の他、次の事柄について受け付けています。

- (1) 研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法 ※他の患者さんの個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。
- (2) 患者さんの個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）
- (3) 患者さんの個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明
- (4) 患者さんから提供された試料・情報の利用に関する通知
  - ① 試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法も含まれます。）
  - ② 利用し、または提供する試料・情報の項目
  - ③ 利用する者の範囲
  - ④ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
  - ⑤ 患者さんまたはその代理人の求めに応じて、患者さんが識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑮ 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応（遺伝カウンセリングを含む。）】

【生命・医学系指針第8-5説明事項：⑩研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法】

【生命・医学系指針第8-6 研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項】

# 同意書

群馬大学医学部附属病院  
研究責任医師  
〇〇〇科 〇〇 〇〇 殿

臨床研究課題名：「〇〇〇」

\*「〇〇〇」には、研究課題名をそのまま記載して下さい。

\*内容に応じて unnecessary なものは削除して下さい。

- |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 臨床研究について               | 14. 研究に関する情報公開の方法         |
| 2. この研究の目的および意義           | 15. 患者さんに費用負担がある場合はその内容   |
| 3. この研究の方法                | 16. 患者さんに金銭等が支払われる場合はその内容 |
| 4. この研究への参加予定期間           | 17. この研究にかかる費用の拠出元        |
| 5. 研究に参加する予定の被験者数         | 18. 試料・情報の保管及び廃棄の方法       |
| 6. 予想される臨床上の利益および不利益について  | 19. 研究により得られた結果等の取扱い      |
| 7. 他の治療法について              | 20. データの二次利用について          |
| 8. この研究に関連した健康被害が発生した場合   | 21. 知的財産について              |
| 9. 自由意思による参加について          | 22. 患者さんに守っていただきたいこと      |
| 10. 同意撤回の自由について           | 23. 利益相反                  |
| 11. 参加継続に影響を与える情報が得られた場合  | 24. 研究終了後の対応について          |
| 12. 参加を中止していただく場合の条件について  | 25. 責任医師または分担医師の氏名・職名・連絡先 |
| 13. 参加した患者さんのプライバシー保護について | 26. 相談窓口                  |

## 【患者さんの署名欄】

私はこの研究に参加するにあたり、以上の内容について十分な説明を受けました。研究の内容を理解いたしましたので、この研究に参加することについて同意します。また、説明文書と本同意書の写しを受け取ります。

同意日： 年 月 日

患者さん氏名（自署） \_\_\_\_\_

## 【代諾者の署名欄】 \*代諾者ありの場合は欄を設けて下さい（ない場合は削除して下さい）。

私は \_\_\_\_\_ さんが、この研究に参加するにあたり、以上の内容について十分な説明を受けました。研究の内容を理解いたしましたので、この研究に参加することについて同意します。また、説明文書と本同意書の写しを受け取ります。

同意日： 年 月 日

代諾者氏名（自署） \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

## 【研究責任医師又は分担医師の署名欄】

私は、上記の患者さんおよび患者さんの代諾者に本研究について十分に説明しました。

説明日： 年 月 日

説明者氏名（自署） \_\_\_\_\_

研究代表者：〇〇〇〇（群馬大学医学部附属病院〇〇〇科、027-220-xxxx）  
研究責任医師：〇〇〇〇（群馬大学医学部附属病院〇〇〇科、027-220-xxxx）